平成30年7月豪雨被害により被災された皆さまへの 預金払戻等の取扱いについて

平成30年7月豪雨被害により被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。 当組合では、豪雨被害で被災されたお客様に対しまして、下記の通りお取扱いをいたし ますので、お知らせいたします。

被災された皆さまの一日も早い災害復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

- 1. 通帳・証書・お届印・キャッシュカードなどを紛失されている場合は、預金者ご本人様であることが確認できる本人確認書類をご持参の場合、お支払いいたします。 また、本人確認書類がお手元にない場合は、窓口にご相談ください。
- 2. 通帳・証書・お届印等が紛失している場合は、至急ご連絡ください。
- 3. 被災により通帳・証書・キャッシュカード等の再発行が必要な場合は、再発行手数料 はいただきません。
- 4. 定期預金等の満期日前の払出については、窓口にご相談ください。
- 5. 被災により、支払期日が経過した手形につきましては、関係金融機関と調整を行いま すので、ご相談下さい。

その他お困りの点などがありましたら、窓口または担当者へご相談ください。

以上

横浜幸銀信用組合